

第3編 福祉

第1章 生活保護

ポイント

- ・管内の保護率（人口千人あたりの保護人員）は2.62‰で、近年は3‰を下回り、ほぼ横ばいで推移している。
- ・保護開始世帯数は8世帯で、開始理由は傷病によるものが最も多かった。

1 生活保護の現状

当センターは、小浜市を除く3町（若狭町は旧上中町）を管轄しており、令和5年度の被保護世帯数は57世帯、被保護人員は63人。前年度と比較すると、被保護世帯数・被保護人員ともに減少し、保護率は2.62‰（前年比0.12‰減）であった。

（表1、図1）

新規に保護を開始した世帯は8世帯で、開始理由別では傷病等により就労ができなくなったことから、保護に至るケースが最も多かった。（表2、3）

世帯類型別では、高齢世帯、傷病・障がい世帯が占める割合がそれぞれ63.1%、21.1%と高く、医療扶助率も92.1%と高率となっている。（表1、4）

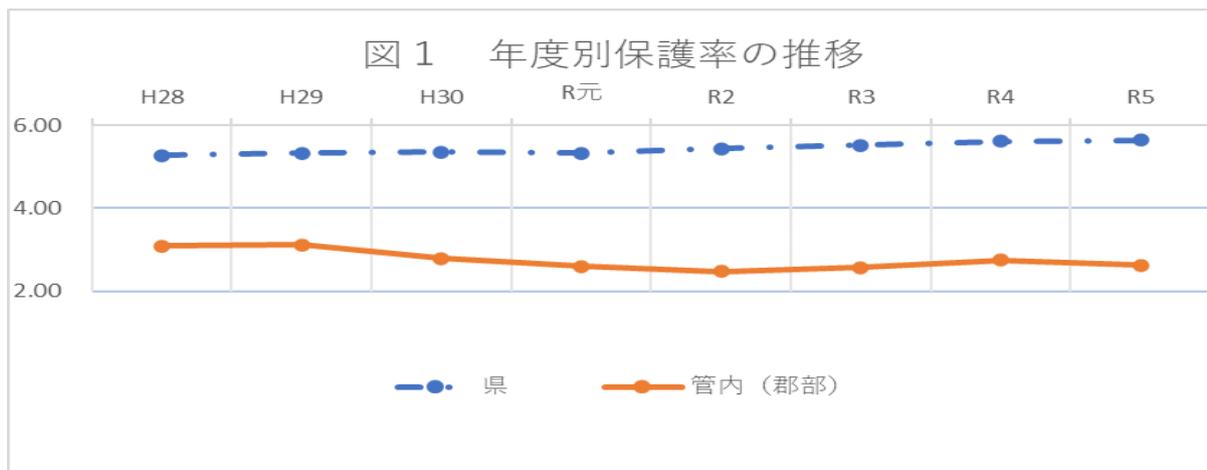
一方、稼働世帯はわずかに12世帯で、管内有効求人倍率は全国平均に比べ高いものの、移動手段が少ない、年齢、資格等の制約もあり、自立困難なケースが多くなっている。

（表1、5）こうした中、当センターでは、ハローワークとも連携し、被保護世帯の就労支援に取り組んでいる。

表1 生活保護状況

種別 年度	人口 (A) (人)	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (B) (人)	保護率 B/A (%)	稼働世帯 (世帯)	生活扶助人員 (人)	医療扶助人員					被保護人員のうち、医療扶助人員の占める率 C/B(%)
							総数 (C) (人)	入院			入院外 (人)	
								計 (人)	精神 (人)	その他 (人)		
R元	25,503	60	66	2.59	10	52	51	10	6	4	41	77.3
R2	25,288	59	62	2.45	10	45	48	10	5	5	38	77.4
R3	24,947	58	63	2.53	9	48	54	14	4	10	40	85.7
R4	24,436	60	67	2.74	10	54	60	17	5	12	43	89.6
R5	24,013	57	63	2.62	12	50	58	11	4	7	47	92.1
高浜町	9,818	31	36	3.66	7	29	34	7	1	6	27	94.4
おおい町	7,533	11	11	1.46	2	8	10	2	2	0	8	90.9
若狭町 (旧上中町)	6,662	15	16	2.40	3	13	14	2	1	1	12	87.5
小浜市	28,030	148	170	6.06								
県	744,568	3,591	4,723	5.64								

保護停止中を含む。
 数値は年度平均。（各月の数値の合計を12カ月で除して算出）
 人口は各年度10月1日現在福井県推計人口



(単位：%)

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
県	5.33	5.36	5.32	5.44	5.44	5.52	5.61	5.64
管内 (郡部)	3.09	3.11	2.79	2.59	2.47	2.57	2.74	2.62

表2 保護の開始・廃止世帯数

年度	区分	開始	廃止
R元		9	9
R2		3	5
R3		10	8
R4		9	8
R5		8	10

表3 保護開始および廃止の理由別件数

開始		廃止	
区分	件数	区分	件数
世帯主(員)の傷病	4(4)	収入増	2(1)
老齢による	1(0)	死亡	8(4)
預貯金・収入の減少	1(2)	傷病治癒	0(0)
その他	2(3)	その他	0(3)
計	8(9)	計	10(8)

()内は令和4年度

表4 世帯類型別被保護世帯数

年度	種別	高齢	母子	傷病障がい	その他	合計
R元		41	1	13	5	60
R2		39	0	14	6	59
R3		37	0	13	8	58
R4		37	1	14	8	60
R4	構成比 (%)	36 (63.1)	1 (1.8)	12 (21.1)	8 (14.0)	57 (100)
	高浜町	18	1	6	6	31
	おおい町	7	0	2	2	11
	若狭町 (旧上中町)	11	0	4	0	15

表5 管内の新規・有効求人倍率の状況 (パートを含む) (資料：ハローワーク小浜)

項目	月別	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年 4月	5月	6月	7月
新規求人倍率		2.40	2.26	2.25	2.29	2.32	1.39	2.03	2.38	2.29
有効求人倍率		1.81	1.46	1.49	1.68	1.60	1.41	1.28	1.34	1.43

第2章 生活困窮者自立支援

ポイント

- ・新規相談件数は、7件で、その内就労自立した者は1人であった。
- ・相談者の年齢層は30代～70代以上まで幅広くあった。
- ・学習教室に参加した児童生徒は、4人であった。

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援（就労準備支援・家計相談支援・学習支援）を行うことで、困窮状態からの早期脱却や貧困の連鎖の防止を図ることに努めている。

新規相談件数は7件で、うち、1人は就労自立に至ったが、1人は生活保護に移行した。相談者の性別、年齢別状況は（表1）のとおり。

また、貧困の連鎖の防止を図るため、生活保護世帯、生活困窮世帯およびひとり親世帯の小中学生を対象とした学習ボランティア（教員OB等）による学習教室を開催した。参加状況は（表2）のとおり。

（単位：人）

		受付件数	就労者数	継続支援中
性別				
男		4	1	1
女		3	-	1
計		7	1	2
年齢別				
10～30代		1	-	-
40代		1	-	1
50代		2	-	-
60代		2	1	1
70代以上		1	-	-
計		7	1	2

表2 学習教室参加者数

（R6.3.31現在）

町別	小学生	中学生	計
高浜町	-	1	1
おおい町	-	2	2
若狭町 (旧上中町)	-	1	1
計	-	4	4

第3章 児童福祉

ポイント

- ・各市町の保育施設入所児童数は定員内に収まっており、待機児童はいない。
- ・家庭相談の内容は、養育環境不良（養育の欠如、育児不安など）や子どものしつけ、発達に関する相談が多く、例年と同様の傾向が続いている。

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」とその関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域子育て支援の量の拡大や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートした。県においても「福井県子ども・子育て応援計画」を策定し、子育て支援のため様々な施策を実施し、県民が子どもを生み育てやすい地域社会づくりを進めている。これらの施策体系の中で、当センターでは、家庭相談員を配置し、各市町や児童相談所とも連携し、管内の児童福祉の推進に努めている。

1 児童福祉施策の状況

(1) 保育対策等

管内市町の保育施設設置状況は表1のとおりである。令和6年4月1日現在、各市町の入所児童数は概ね定員内に収まっており、待機児童はいない。

市町では保育に関する様々なニーズに対応するため、地域の実情に応じて病児デイケア（病児・病後児保育）や延長保育・乳児保育、居住地以外の保育所へ入所できるような対策を行っている。（表2）

また、保護者の冠婚葬祭や通院などの場合、保育所に入所していない児童の一時的な預かりに対し利用料を助成する「すみずみ子育てサポート事業」を実施している。（表3）

なお、家庭での養育が困難な児童等に対しては児童福祉施設等に保護し、自立に向けた支援を行っている。（表4）

表1 管内保育施設設置状況

(R6.4.1現在)

種別 設置主体	保 育 所			認定こども園		
	施設数	定員 (人)	現員 (人)	施設数	定員 (人)	現員 (人)
小 浜 市		10	720			
	小規模保育施設	1	19	3	455	386
	事業所内保育施設	2	38	26		
高 浜 町		2	165			
	小規模保育施設	1	13	5	215	182
おおい町		-	-	4	390	290
若狭町 (旧上中町)		4	315	-	-	-
合 計		20	1,270	9	1,060	858

表2 病児デイケア実施施設

市町名	施設名	病児保育	病後児保育
小浜市	杉田玄白記念 公立小浜病院	—	○
	中山クリニック	○	○
高浜町	若狭高浜病院	○	○
おおい町	おおい町保健・医療・福祉 総合施設診療所	○	○
若狭町 (旧上中町)	若狭町国民健康保険 上中診療所	○	○

表3 すみずみ子育てサポート事業実施団体

実施団体名	一時保育	送迎	生活支援	利用できる市町
NPO法人わくわくらぶ	○	—	—	小浜市・おおい町・高浜町・若狭町
三びきのこぶた保育園	○	—	—	小浜市
合同会社菅浜わくわく共同体	○	—	—	若狭町
託児所せら	○	—	—	若狭町

種別	施設名	所在地	H元	R2	R3	R4	R5
乳児院	白梅学園	敦賀市	1	1	—	—	—
児童養護施設	白梅学園	敦賀市	3	2	1	1	1
	一陽	越前市	1	—	—	—	1
	吉江学園	鯖江市	1	—	—	—	—
合計			6	3	1	1	2

※小浜市を除く。

(2) 子育てマイスター

子育てに関係が深い保育士や看護師等の有資格者を、子育てマイスターとして登録し、子育て中の親が地域で気軽に相談できる体制づくりを進めている。(表5)

また、子育てマイスターを対象に研修会を開催し、子育てに関する知識を深め、活動する際の留意点を学ぶことで自主的・積極的な活動ができるよう支援している。

表5 子育てマイスター登録数

(R6.4.1現在)

資格	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)	管内計
保育士・看護師 助産師等	17人	7人	3人	8人	35人

2 家庭相談の状況

近年、児童を取り巻く環境は大きく変化してきており、地域の連帯感や人間関係の希薄化により家庭の養育機能が脆弱化し、児童虐待件数は年々増加している。

このような中、平成28年に母子保健法および児童福祉関連法が改正され、妊娠期から子育て

て期までの切れ目ない支援の取組みが始まった。また、市町では「要保護児童対策地域協議会」が窓口となって児童虐待や養育困難な家庭への対応や支援を行っており、法改正によって相談体制も強化されている。当センターも要保護児童対策地域協議会の構成団体として管内の町と連携し、養育困難家庭への支援を行っている。(表6)

表6 種別家庭児童相談件数(実件数)

(単位:件)

種別 年度	養護相談		保 健 相 談	障がい相談		非行相談		育成相談				そ の 他	合 計
	児 童 虐 待	そ の 他		視 聴 覚 障 が い	肢 体 不 自 由	発 達 障 が い	知 能 ・ 言 語	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校		
R2	8	19	4	2	1	-	-	10	6	-	18	9	77
R3	15	29	3	1	-	-	-	12	5	-	15	19	99
R4	15	4	-	-	12	-	-	5	-	2	13	-	51
R5	7	0	9	0	13	0	0	3	0	1	6	3	42

※小浜市を除く。

第4章 障がい者福祉

ポイント

- ・身体障害者手帳所持者数について、障がい種類別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多い。

平成24年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正された。障害者総合支援法は、障がい者の範囲に難病等を追加、障がい程度区分を標準的な支援の度合いを総合的に示す障がい支援区分に変更、重度訪問介護の対象を拡大するなど障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備などについて制定された。

管内においては、若狭地区および若狭町・美浜町地域障害児者自立支援協議会が設置されており、研修会等を通して障がい者等のニーズの把握、障がい福祉サービスの充足状況など問題点の把握と支援に努めている。

1 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は令和5年度末現在 2,685人であり、前年度比で46人減少した。内訳をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多い。（表1）

表1 身体障害者手帳交付状況

（単位：人）（R6.3.31現在）

年度 種別	H元	R2	R3	R4	R5					
					管内計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)	
視覚	182	179	182	177	183	101	36	27	19	
聴覚・ 平衡	聴覚	205	200	200	199	207	118	24	23	42
	平衡	1	1	1	1	1	1	0	0	0
	小計	206	201	201	200	208	119	24	23	42
音声・言語・そしゃく	29	32	30	27	27	14	8	1	4	
肢体不自由	上肢	442	441	453	439	439	238	68	64	69
	下肢	910	896	879	843	808	382	168	160	98
	体幹	129	126	119	110	102	56	15	14	17
	運動上肢	12	12	13	15	15	8	2	5	0
	運動移動	12	12	12	12	12	8	2	1	1
	小計	1,505	1,487	1,476	1,419	1,376	692	255	244	185
内部障害	心臓	544	551	554	530	518	276	88	82	72
	腎臓	159	166	173	179	173	106	21	25	21
	呼吸器	44	44	49	44	47	28	12	6	1
	ぼ・直・小 免・肝	159	159	164	155	150	93	14	21	22
	小計	906	920	940	908	891	504	136	134	117
合計	2,828	2,819	2,829	2,731	2,685	1,430	459	429	367	

2 特別障害者手当等の支給

特別障害者手当は、20歳以上で心身に重度の障がい（1、2級程度）を複数持つ方および単一の重度障がいにあつては日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方を対象としている。

障害児福祉手当は、20歳未満で心身に重度の障がい（身体障害1、2級程度、療育A1程度）があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方を対象としている。

経過措置福祉手当は、昭和61年3月31日現在、国の制度の福祉手当を受給していた20歳以上の人で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも支給を受けられなかった人に支給されており、新規の受付申請はない。（表2）

表2 特別障害者手当等受給者数の推移 (単位：人) (R6.3.31現在)

種別	年度	R元	R2	R3	R4	R5			
						管内計	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)
特別障害者手当		13	15	15	16	15	8	4	3
障害児福祉手当		6	5	6	6	5	2	3	0
経過措置福祉手当		2	2	2	2	1	1	-	-

3 福祉のまちづくり

(1) 福祉のまちづくり条例

平成8年に施行されたこの条例は、障がい者、高齢者等を含むすべての人が自らの意思で自由に行動し、社会に参加、および交流することができる豊かな地域社会の実現を目的とし、公益的施設等の整備を進めていこうとするものである。

この条例による施設整備基準は旧ハートビル法に準じた高い基準となっており、適合のためには様々な整備を行うことが必要である。

令和5年度は届出数4件、適合証交付施設は0件であった。（表3）

表3 福祉のまちづくり条例 特定施設の届出・適合状況 (単位：件) (R6.3.31現在)

区分	年度		H元		R2		R3		R4		R5				
	届出数	適合証 交付数	届出数												
			新築	増改築											
件数	3	5	2	4	-	2	2	-	-	2	-	1	3	1	-

(2) ハートフル専用パーキング利用証制度

県では公共施設やショッピングセンターなどの身体障がい者用駐車場の適正利用を進めるため、平成19年10月から「ハートフル専用パーキング（身体障がい者等用駐車場）利用証制度」を実施している。この制度は、歩行困難者や妊産婦等、真に必要としている人のために駐車場を確保していくことを目的としている。また、県が利用証を交付してハートフル専用パーキングを利用できる人を明確にし、交付を受けた方が駐車時に利用証を

掲示することで、利用が適正であることを示すことができるようになっている。

令和5年度末現在の協定施設数、利用証交付数は表4のとおりである。

表4 ハートフル専用パーキング利用証制度 (R6.3.31現在)

	管内計	小浜市	高浜町	おおい町	若狭町 (旧上中町)
公立公益施設	38	19	5	11	3
民間協力施設	35	23	7	-	5
利用証交付数	624	348	78	87	111

(3) バリアフリー表示証制度

県では施設のバリアフリー化をより一層促進するため、平成24年6月から「バリアフリー表示証制度」を実施している。この制度は、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、施設のバリアフリー状況を絵文字で表した表示証（ステッカー）を交付し、施設のバリアフリー整備状況を利用者にわかりやすく情報提供するという制度である。

令和5年度末現在の表示証交付数は表5のとおりである。

表5 バリアフリー表示証制度 (R6.3.31現在)

	管内計	小浜市	おおい町	高浜町	若狭町 (旧上中町)
表示証交付数	41	23	4	9	5

第5章 母子・父子・寡婦福祉

ポイント

相談支援の内容は、就労（資格取得）および母子福祉資金の貸付、償還に関することと子の教育に関するが多かった。

当センターでは母子・父子自立支援員が母子家庭等の自立・就業に主眼を置いた子育て、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など総合的な相談支援を行っている。

相談支援の内容は、令和5年度は、就労（資格取得）および母子福祉資金の貸付・償還に関するが多かった。

また、平成26年10月から、父子家庭も貸付の対象となり、令和5年度は1件の相談があった。

表1 相談受付件数および回数

年度	種別	生活一般						児童					生活援護						合計				
		住宅	医療	家庭	就労	結婚	その他	養育	教育	非行	就職	その他	母子福祉資金		寡婦福祉資金		父子福祉資金			児童扶	生活保護	その他	その他
													貸付	償還	貸付	償還	貸付	償還					
R元	相談件数	-	-	-	6	-	-	-	2	-	-	-	4	21	-	-	-	-	-	-	2	4	39
	相談回数	-	-	-	6	-	-	-	2	-	-	-	4	30	-	-	-	-	-	-	2	5	49
R2	相談件数	-	-	-	4	-	1	-	3	-	-	-	5	20	-	-	1	-	1	-	3	-	38
	相談回数	-	-	-	5	-	1	-	3	-	-	-	8	27	-	-	1	-	1	-	3	-	49
R3	相談件数	-	-	-	4	-	1	-	1	-	-	-	3	15	-	-	-	-	-	-	2	-	26
	相談回数	-	-	-	9	-	1	-	1	-	-	-	4	22	-	-	-	-	-	-	2	-	39
R4	相談件数	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	4	12	-	-	-	-	-	-	1	-	20
	相談回数	-	-	-	29	-	-	-	-	-	-	-	20	14	-	-	-	-	-	-	-	-	64
R5	相談件数	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-	1	-	-	-	-	1	5
	相談回数	-	-	-	23	-	-	-	-	-	-	-	20	0	-	-	2	-	-	-	-	2	47

※小浜市を除く。

表2 母子寡婦福祉資金貸付状況

(単位：円)

年度	H元		R2		R3		R4		R5	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就学支度資金	-	-	-	-	-	-	1	390,000	0	0
修学資金	-	-	-	-	-	-	1	7,008,000	0	0
修業資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就職支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	0	0	0	0	0	2	7,398,000	0	0

※小浜市を除く。

第6章 女性福祉

ポイント

女性相談件数はやや増加。相談主訴別にみると、夫等の暴力の相談（DV相談）は57%で相談件数の6割を占める。

女性福祉は、令和6年4月から施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「人身取引対策行動計画」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」を根拠法として、DV被害、性的被害、家庭の状況その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性の相談支援を行う。

相談件数の半数を占めるDV相談について、『配偶者暴力相談支援センター』として、被害者の保護（被害者の同伴児を含む）や自立支援を関係機関と連携して行っている。

相談経路別にみると、本人自身からの相談は54%。相談主訴別では、DV相談は57%となっている。（表1・2）

表1 管内女性相談経路別相談受付件数

（単位：件）

種別 年度	相談経路							合計
	本人自身	警察関係	法務関係	他の相談員	医療関係	縁故者・知人	その他	
R元	35	1	2	3	2	-	47	90
R2	20	-	-	1	3	-	41	65
R3	32	-	-	1	-	-	29	62
R4	38	5	-	3	-	1	17	64
R5	37	5	-	3	-	-	23	68

表2 女性相談主訴別相談受付件数

（単位：件）

種別 年度	施設入所	家庭問題		経済問題	職業問題	住宅問題	性の問題	その他	合計
		夫等の暴力(DV)	その他						
R元	-	53	29	4	-	1	-	3	90
R2	-	29	17	12	-	-	-	7	65
R3	-	31	14	10	-	1	-	6	62
R4	-	27	17	8	-	-	-	12	64
R5	-	39	23					6	68
小浜市	-	22	7					1	30
高浜町	-	12	15					2	29
おおい町	-	1	1					1	3
若狭町 (旧上中町)	-	4						2	6